

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
1	「実施方針」及び「要求水準書（案）」に関する質問・意見書に対する回答について（令和6年2月22日）								貴市HPに「実施方針」及び「要求水準書（案）」に関する質問・意見書に対する回答について（令和6年2月22日）」が掲示されています。7/31公告資料においてその回答内容について修正がなされておらず、また7/31公告資料と矛盾がない回答項目については2/22回答の趣旨は有効と考えてよろしいでしょうか。	本事業の入札公告（令和6年7月31日）において、本市ホームページで公表した各種資料及びこの公告日以降の公表資料を有効とし、公告日以前に公表した資料は、本業務の内容には含めません。入札公告の各種資料及び公告日以降の公表資料は、公告日以前の各種資料への質問又は意見に対する回答や、市内部での検討を踏まえて調整を行い、入札公告資料として取りまとめたものです。
2	「実施方針」及び「要求水準書（案）」に関する質問・意見書に対する回答について（令和6年2月22日）								「実施方針」及び「要求水準書（案）」に関する質問・意見書に対する回答（令和6年2月22日）」の内容が、今回の「入札説明書等に関する質問書」の回答で変更になった場合、「入札説明書等に関する質問書」の回答が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	本事業の入札公告（令和6年7月31日）において、本市ホームページで公表した各種資料及びこの公告日以降の公表資料を有効とし、公告日以前に公表した資料は、本業務の内容には含めません。入札公告の各種資料及び公告日以降の公表資料は、公告日以前の各種資料への質問又は意見に対する回答や、市内部での検討を踏まえて調整を行い、入札公告資料として取りまとめたものです。
3	入札説明書	本事業の想定スケジュールについて	7	第2	2	(11)			「図表2-7 本事業の想定スケジュール」において、先行工事、先行工事以外の工事とありますが、それぞれ想定されている内容をご教示ください。また、その内容は事業者提案により変更可能でしょうか。	先行工事は浄水場建設に係る仮設工事、土工事及び基礎工事等の土木工事を想定しており、先行工事以外の工事は、これら以外の土木、建築、機械設備及び電気計装設備の各工事を想定しています。なお、先行工事及び先行工事以外の工事の内容については、事業者提案とします。
4	入札説明書	本事業の想定スケジュールについて	7	第2	2	(11)			「図表2-7 本事業の想定スケジュール」において、先行工事及び先行工事以外の工事の設計期間の指定があるものの、詳細設計全体の完了時期と建設業務の完了時期が同じ時期となっておりますが、建設業務期間中の詳細設計作業は具体的にどのような作業をお考えでしょうか。	DB方式での発注となるため、詳細設計の完了は工事の施工完了と同時にとなります。また、建設業務期間中の詳細設計の作業は、施工中に発生する設計の見直し等を想定しています。
5	入札説明書	本事業の想定スケジュールについて	7	第2	2	(11)			それぞれの業務について、要求水準に記載の期間内であれば、部分的に承認を頂き、次の業務に着手可能でしょうか。（例えば、施設毎に詳細設計を完了・検査合格とすることで、当該部分の建設業務への着手が可能でしょうか）	工事に先立ち単価合意が必要であり、単価合意は先行工事及び先行工事以外の工事に該当する詳細設計が終了した段階で行います。このため、施設ごとに詳細設計を完了・検査合格して、当該部分の建設業務に着手することはできません。なお、詳細設計の終了とは、単価合意を行うために作成した詳細設計図書の内容確認（令和8年9月及び令和9年9月予定）の段階を指し、詳細設計の完了とは、詳細設計図書（令和13年3月予定）に対する完了検査を受ける段階を指します。先行工事については、No. 3を参照してください。
6	入札説明書	本事業の想定スケジュールについて	7	第2	2	(11)			それぞれの業務について、要求水準に記載の期間内であれば、業務の着手を前倒して開始することは可能でしょうか。（例えば、基本設計を令和8年3月より前に検査を受けて完成し、詳細設計を令和8年4月より前に開始することや、先行工事以外の工事の詳細設計を令和9年9月以前に完了した場合、令和9年10月より前に工事開始することは可能でしょうか。）	それぞれの業務について着手の前倒しは、協議により決定します。
7	入札説明書	本事業の想定スケジュールについて	7	第2	2	(11)			「図表2-7 本事業の想定スケジュール」において、詳細設計の期間が、先行工事は令和9年3月まで、先行工事以外の工事が令和9年9月までとなっておりますが、詳細設計全体では令和13年3月までとなっております。これは、先行工事及び先行工事以外の工事のほかに詳細設計の対象となる工事があるということでしょうか。その場合、どのような工事でしょうか。先行工事と先行工事以外の工事を合わせると、事業全体と理解でき、その詳細設計について貴市の完了検査を受検するのでから詳細設計の完了は令和9年9月で、その後令和13年3月までに必要となった検査終了後の見直しは追加設計とされないのでしょうか。	先行工事及び先行工事以外の工事のほかに工事はありません。また、DB方式での発注であるため、詳細設計の完了は工事の施工完了と同時にとなります。設計・建設工事請負契約書（案）第6条第3項に示す通り、第22条第11項で行う確認において責任は市に転嫁されません。
8	入札説明書	支払に関する事項	8	第2	2	(13)			「図表2-9 各年度支払限度額」について、令和8年度に先行工事着手しその出来高が限度額2.1%を超えた場合、年度末の請求はできないということでしょうか。または図表2-9の数字は見直されるということでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、原則、数字を見直すことはありません。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
9	入札説明書	支払に関する事項	8	第2	2	(13)			「図表2-9 各年度支払限度額」について、表のR10年度以降は設計を完了しているため、設計費の支払いはないと想定します。一方で設計企業は市との調整業務などを実施する必要があります。そのためR10年度以降も設計企業に費用を支払って頂けると理解していますが、この様な理解でよろしいでしょうか。また上記費用は、様式8の何処に記入すれば良いでしょうか。（詳細設計業務費に加えるべきでしょうか。）	前段及び中段については、ご理解のとおりです。なお、市との調整業務などに要する費用の支払は、乙型JVに対して行います。後段については、ご記載の費用は事業者にて判断し計上してください。
10	入札説明書	支払に関する事項	8	第2	2	(13)			各年度支払い限度額について、設計業務は先行工事以外の設計をR9.9月までとなっているため、設計費としては、R9年度までに含む必要はあるでしょうか。	ご理解のとおりです。設計費は、令和7年度から令和9年度に計上してください。
11	入札説明書	事業者の選定に関する基本的な考え方	10	第3	1				総合評価方式による一般競争入札により事業者を選定となるため、優先交渉権者ではなく落札者が決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	10	第3	2				「図表3-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）」において、入札後に「ヒアリングの実施」となっていますが、ヒアリングを実施するまたはしない、実施する場合の日時の連絡はいつを想定されているかご教示ください。	基礎審査結果の通知にあわせて、ヒアリングの実施日時を通知します。なお、ヒアリングを実施しない場合は、別途、その旨を通知します。
13	入札説明書	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	10	第3	2				「図表3-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）」において、入札後に「ヒアリングの実施」となっていますが、どのような内容を想定されているかご教示ください。提案書内容または入札額についてでしょうか。	ヒアリングは、入札説明書P.25の第3-5-(1) 事業者審査委員会に記載のとおり、事業提案書の提案内容及びそれに対する疑義について本市が入札参加者に説明を求めるものです。入札額についてはヒアリングの対象外です。なお、電子入札を利用するため、ヒアリングの時点で市は入札額を把握していません。
14	入札説明書	技術的対話	21	第3	4	(4)	②		様式3-1に記載する内容の追加説明用に、別途資料を当日用意し、それを用いて対話することを認めて頂けませんでしょうか。	技術的対話における別途資料について、様式3-1と同時に提出する場合に限り提出を認めます。ただし別途資料は入札説明書等の内容確認のために必要な資料は認めますが、それ以外の提案内容に関する資料等は認めません。
15	入札説明書	技術的対話	21	第3	4	(4)	②		様式3-1に記載する以外の内容についても、別途資料を当日用意し、それを用いて対話することを認めて頂けませんでしょうか。	不可とします。
16	入札説明書	入札方法について	23	第3	4	(6)	④	ア	万が一、電子入札システムのシステム障害など不測の事態が発生し、電子入札システムが使用できない場合は、入札書の提出期間内に入札書を紙面にて提出する（紙入札）等、入札方法を切り替えることは可能であると考えてよろしいでしょうか。	原則、紙入札への切り替えは不可としますが、入札参加者の責に帰することができない事由については個々に紙入札への切り替えの検討を行います。
17	入札説明書	ヒアリング	25	第3	5	(1)	②		「事業提案書の提案内容について確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。」とありますが、ヒアリングが実施されない場合もあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	ヒアリング	25	第3	5	(1)	②		「事業提案書の提案内容について確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。」とありますが、本事業における落札者決定プロセスにおいては、入札者一律での事業者提案に関するプレゼンテーションは実施しないという理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングは行う予定ですが、プレゼンテーションは行いません。
19	入札説明書	ヒアリング	25	第3	5	(1)	②		プレゼンテーションを実施する場合は、プレゼンテーションにおける技術評価点への影響についても明示頂きますようお願い致します。	プレゼンテーションは実施しません。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
20	入札説明書	共同企業体について	27	第3	7				設計企業においても下請け企業を用いることが可能と考えています。この下請け企業の一部として、工事を行う建設企業へも発注できると考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	JV内での下請契約は民法（明治29年法律第89号）第108条に定める自己契約に該当すること、及び分担工事額を超えた分担を認容することとなるため、認めません。
21	入札説明書	リスク分担について	28	第4	1				令和5年12月25日に公表された実施方針において、図表3-1, 3-2としてリスク分担表（案）が示されておりましたが、今回提示がありません。実施方針で提示されたリスク分担表（案）からの変更はないとの理解でよろしいでしょうか。今回、リスク分担の詳細は契約書（案）に示すとなっておりますが、分担表で整理されたものを提示頂けないでしょうか。	設計・建設工事請負契約書（案）に示す各条項の規定は、令和6年3月26日に公表された実施方針（変更版）の図表3-1、3-2のリスク分担表（案）の内容を網羅しています。改めて分担表は提示しません。
22	要求水準書	各種申請	5	第1	1	(6)			各種法令・条例・規則に順守した設計を行います。各種申請に関しては提案時に全て網羅することが困難である為、提案時は(6)施設の立地条件に記載されている都市計画事項などを考慮した工程計画とします。受託後、基本詳細設計内にて明らかとなる各種条例や規則、細則に関して甚だしく工程に影響のある事象が発覚した際は、別途、貴市と協議させて頂く理解で宜しいでしょうか。	事業提案書の提出時において、有効な各種法令等を網羅した内容としてください。
23	要求水準書	都市計画に関する事項	5	第1	1	(6)	②		施工中に職員・作業員用に浄化槽を設置する場合、総合試運転期間において浄化槽を使用することは可能でしょうか。	総合試運転期間時における浄化槽の使用については、原則、可としますが、設置場所については協議が必要です。なお、施工中の浄化槽の設置については、事業者の責任において、関係機関と協議してください。
24	要求水準書	騒音規制	5	第1	1	(6)	②		都市計画における騒音規制は騒音規制法との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	騒音規制	5	第1	1	(6)	②		騒音規制が騒音規制法上の規制の場合、本施設における騒音発生源が特定施設に該当しない場合は、規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	規制の対象です。特定施設に該当しない場合でも、要求水準書P. 6の第1-1-(6) -③の図表1-5に示す騒音の規制基準は遵守する必要があります。
26	要求水準書	騒音の規制基準	6	第1	1	(6)	③		騒音の規制基準は民家のない北側および西側の敷地境界においても適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	本事業のスケジュール	7	第1	1	(10)			要求水準書では、詳細設計の期間が「令和8年4月～令和13年3月※2」、先行工事（設計業務）が「令和8年4月～令和9年3月」と示されています。一方、用語集によると、「先行工事」とは、「基本設計完了後に詳細設計の完了（令和9年9月）を待たずに施工する土木工事」とあります。詳細設計の期間は、令和13年3月までという認識でよろしいでしょうか。	DB方式での発注となるため、詳細設計の完了は工事の施工完了と同時にあります。
28	要求水準書	関連工事のスケジュール	8	第1	1	(11)			⑥以外の工事が遅延する際の責任は貴市とのことですが、その場合、機器の保管費、作業人工等の費用を貴市にて設計変更等で別途補填頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、協議により決定します。
29	要求水準書	関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）	8	第1	1	(11)			「図表1-8 関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）」について、各工事開始時期をご教示ください。	一次造成工事は令和6年11月に工事を開始しています。甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事は令和7年1月から工事を開始する予定です。なお、その他の関連工事については未定です。
30	要求水準書	関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）	8	第1	1	(11)			落札者決定基準4-2. 工程管理に関する提案において「甲山幹線更新事業との連携、また、その切替等の輻輳する制約条件」とありますので、甲山幹線圧力調整弁室更新工事の施工場所、施工開始・完了年月をご教示ください。	施工場所については参考資料1を参照してください。施工開始・完了年月については、現時点ではお答えできません。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
31	要求水準書	関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）	8	第1	1	(11)	②		新浄水場の合理的な施工のために一次造成工事の一部(契約後協議で事業者から内容を提示)を設計変更すること、または工事内容を調整することを認めて頂けませんでしょうか。	原則、不可とします。
32	要求水準書	関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール（予定）	8	第1	1	(11)	⑤		落札者決定基準4-2. 工程管理に関する提案において「関連事業との連携、また、その切替等の輻輳する制約条件」とありますので、甲山低区配水池送水管布設工事について本事業用地付近での工事概要、施工開始・完了年月をご教示ください。	現時点ではお答えできません。
33	要求水準書	関連事業及び甲山幹線更新事業のスケジュール	8	第1	1	(11)	⑥		既設甲山浄水場沈砂池外更新工事は、新浄水場の供用開始後に実施されますが、当該工事における試運転等の業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	部分引き渡しの対象について	8	第1	1	(12)	⑤		部分引き渡しの対象として、共通施設のうち門扉・フェンス等は除くとされていますが、P4の図表1-3、整備対象施設の概要で共通施設の門扉・フェンス等にITV監視設備が含まれているので、部分引き渡しの対象にITVも含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	総価契約単価合意方式	8	第1	1	(13)			総価契約単価合意方式の目的は、物価スライドへの対応という認識でよろしいでしょうか。	主たる目的は、設計・建設工事請負契約書（案）の別紙1に記載のとおり、市と事業者の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することです。
36	要求水準書	既設甲山幹線圧力調整弁室の施工条件について	8	第1	1	(14)			撤去時期は甲山幹線圧力調整弁室更新工事の完了後となっておりますが、令和10年4月から撤去可能との理解でよろしいでしょうか。また、撤去する管の管内状況（水の有無、水圧の有無、水替えの要否）をご教示ください。水替えが必要な場合、水替え量をご教示ください。	前段については、令和10年度から撤去可能ですが、詳細な時期は協議によります。後段については、撤去する管の管内状況としては、滞留水あり、管路の高低差による水圧あり、水替えありとなります。水替え量については、460m3程度を想定しています。
37	要求水準書	留意事項	8	第1	2	(14)			「既設甲山浄水場で市が行う運転管理業務に支障がないように設計・建設業務を行うこと。」について、総合試運転や既設浄水場から新設浄水場への切り替え作業の際に、日中に浄水処理を停止できる時間をご教示ください。同様に、日中に甲山低区第一配水池や甲山低区第二配水池への送水を停止できる時間をご教示ください。	既設浄水場の停止可能時間は4時間程度、甲山低区第一配水池及び甲山低区第二配水池への送水停止可能時間も4時間程度を想定していますが、配水状況や浄水処理状況により左右されます。詳細につきましては事業開始後、協議にて決定します。
38	要求水準書	汚泥の処分先について	11	第1	3	(1)	②		図表1-9の排水処理フローで排水処理後の脱水汚泥は場外とされていますが、現状の最終処分先をご教示ください。	現状の最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センター、(株)日本資源開発社、住友大阪セメント(株) 赤穂工場です。
39	要求水準書	要求する能力 浄水能力について	13	第1	3	(2)	①		損失水量とは、脱水汚泥に含まれる水量や水質測定用水量などの場外排水量として考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、その他には、浄水場内での作業用水や雑用水等があります。
40	要求水準書	構造目地について	15	第1	3	(3)			「図表1-12共通事項の要求水準 土木構造物 イ で、「池状コンクリート構造物の側壁及び底版等に構造目地を設けないこと。」とありますが、ひび割れ誘発目地の設置は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	土木構造物について	15	第1	3	(3)	①		共通事項の要求水準「土木構造物」について、コンクリート構造物のひび割れ対策を実施する、及び、構造目地は設けないと記載がありますが、ひび割れ対策としての誘発目地は構造目地に該当するのでしょうか。	誘発目地は構造目地に該当しません。
42	要求水準書	構造目地について	15	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 土木構造物 イ 池状コンクリート構造物の側壁及び底版等に構造目地を設けないこと」とありますが、池状コンクリート構造物とはどの施設構造物を指すのか、お教えください。	水道施設耐震工法指針・解説2022年版Ⅰ 本編（公益社団法人日本水道協会）P. 105を参照してください。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
43	要求水準書	構造目地について	15	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 土木構造物 イ 池状コンクリート構造物の側壁及び底板等に構造目地を設けないこと」とありますが、構造目地に誘発目地は含まれるのでしょうか。	含まれません。
44	要求水準書	避雷針について	15	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 建築構造物 オ 電力系統、計装・信号系統、屋外機器等、浄水処理に影響する施設、その他必要と考えられる設備等を含む施設には避雷針を設置すること。」とありますが、建築基準法上必要な高さ（20m）を超えない施設に関しては、避雷針設置は不要という理解でよろしいのでしょうか。	「電力系統、計装・信号系統、屋外機器等、浄水処理に影響する施設」については、建築基準法上の設置義務とは関係なく、設置してください。「その他必要と考えられる設備等を含む施設」については、建築基準法上の設置義務がある施設に設置してください。
45	要求水準書	送水管管路縦断面図	16	第1	3	(3)	①	ウ	送水ポンプのウォーターハンマー検討のため、送水管の管路縦断面図をご提供頂けないでしょうか。	現時点では未作成のため、提供できません。
46	要求水準書	非常用自家発電設備について	16	第1	3	(3)	①	イ	図表 1-12 共通事項の要求水準の電気計装設備において、「非常用自家発電設備を設置する部屋の大きさは、点検スペースを想定の上、設計すること」とありますが、非常用自家発電設備自体を屋外設置することは認められますでしょうか。	非常用自家発電設備の屋外設置は認めません。
47	要求水準書	非常用自家発電設備の更新スペースについて	16	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 電気計装設備 イ 非常用自家発電設備の屋内更新スペースは不要とする」とありますが、屋内に更新スペースを設けた場合でも要求水準の未達とならないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	浸水対策について	15	第1	3	(3)			既設浄水場において、過去に大雨による浸水被害の有無をご教授ください。	大雨により修繕等が必要な浸水被害の記録はありません。
49	要求水準書	浸水対策について	17	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 浸水対策 ア」について、兵庫県「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等」より公表されている最大浸水深によると、新浄水場エリア内の西側エリアでは、5.0～10.0m未満の区域として示されていますが、東側エリアでは、浸水しないとなっているので、具体的な最大浸水位をTPにてご教示ください。上下水道局内に資料がない場合は、兵庫県から入手頂けないでしょうか。	前段については、TP表示による浸水位の図面はありません。後段については、市では入手できませんでした。
50	要求水準書	見学の対象施設について	17	第1	3	(3)	①	キ	図表 1-12 共通事項の要求水準の見学施設において、「浄水及び排水処理施設に係る施設は見学の対象施設として必須」とありますが、具体的には用語の定義で示されている「着水井、粉末活性炭吸着設備、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機」のすべてが見学の対象として必須と理解してよろしいのでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、管理棟は浄水処理施設及び排水処理施設に係る施設に含みます。
51	要求水準書	見学施設について	17	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 見学施設 キ 浄水及び排水処理施設に係る施設は見学の対象施設として必須とする」とありますが、高齢者や障害者等がすべての施設を見学できるようにすべての施設においてエレベーター等を整備する必要がありますでしょうか。	エレベーターは管理棟のみ設置してください。見学ルートは原則として全ての施設を見学出来るようにしてください。ただし、機器の設置等の都合で対応が困難である場合は、別途協議を行います。要求水準書P.24の第1-3-(3)-②の図表1-13の管理棟ウについては、車椅子対応とする必要があります。
52	要求水準書	見学施設について	17	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 見学施設 キ 浄水及び排水処理施設に係る施設は見学の対象施設として必須とする」とありますが。汚泥処理棟内部は屋外等の見学者向けの案内表示で対応したいと考えておりますが、見学ルートに脱水機の実物の見学を含まない場合は要求水準違反となるのでしょうか。	脱水機の実物を見学ルートに含まない場合は要求水準の未達になります。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
53	要求水準書	見学施設について	17	第1	3	(3)	①		「図表1-12 共通事項の要求水準 見学施設 キ 浄水及び排水処理施設に係る施設は見学の対象施設として必須とする」とありますが、見学の方法については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実物を見学できるようにしてください。
54	要求水準書	圧力調整弁室の撤去について	17	第1	3	(3)	②	ア	図表 1-13 新浄水場の要求水準の構造物撤去において、「既設圧力調整弁室、弁室付属配管及び甲山幹線配管を撤去すること。なお撤去対象施設は全て撤去し、残置しないこと」とありますが、その周辺には配水管（セグメント外径φ1250/本管φ800）があり、その配水管施工時の立坑や地盤改良体が残置されている可能性が考えられます。現地調査の結果、継続使用される配水管に対する近接施工の影響等も踏まえて、全て撤去できないことも想定されますが、その場合は協議の対象として認められますでしょうか。	原則、すべて撤去します。なお、撤去が困難と想定される部分については、協議の対象とします。
55	要求水準書	構造物撤去について	19	第1	3	(3)	②		図表1-13 構造物撤去ア にアスベスト及びPCBは含有していないと想定 とありますが、含有していた場合は、設計変更との理解でよろしいでしょうか。	アスベストについては、ご理解のとおりです。PCBについては、調査を行い、含有していた場合は、場内の市が指定する一時保管場所へ移動してください。本事業はここまです対象とします。場外への運搬及び処分は市が実施するため、本事業に含みません。
56	要求水準書	アスベスト・PCBについて	19	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 構造物撤去 ア 甲山幹線更新事業において新たな圧力調整弁室が建設された後、事業予定地内の既設圧力調整弁室（アスベスト及び PCB は含有していないと想定）、弁室付属配管及び甲山幹線配管を撤去すること。」とありますが、事業者による撤去工事前の書面によるアスベスト調査の結果、アスベストの含有またはその可能性がある場合の採取、分析調査、撤去費用は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	アスベスト・PCBについて	19	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 構造物撤去 ア 甲山幹線更新事業において新たな圧力調整弁室が建設された後、事業予定地内の既設圧力調整弁室（アスベスト及び PCB は含有していないと想定）、弁室付属配管及び甲山幹線配管を撤去すること。」とありますが、PCBに関する事前調査は不要という理解でよろしいでしょうか。	PCBに関する事前調査は必要です。
58	要求水準書	アスベスト・PCBについて	19	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 構造物撤去 ア 甲山幹線更新事業において新たな圧力調整弁室が建設された後、事業予定地内の既設圧力調整弁室（アスベスト及び PCB は含有していないと想定）、弁室付属配管及び甲山幹線配管を撤去すること。」とありますが、作業時にアスベスト、PCBの含有が判明した場合、それに関する調査、撤去、処分等（PCBは貴市指定場所までの運搬まで）にかかる費用は、別途精算対象として設計変更協議対象という理解でよろしいでしょうか。	アスベストについては、ご理解のとおりです。PCBについては、調査を行い、含有していた場合は、場内の市が指定する一時保管場所への移動してください。本事業はここまです対象とします。場外への運搬及び処分は市が実施するため、本事業に含みません。
59	要求水準書	圧力調整弁室の構造について	19	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 構造物撤去 ア」について、撤去する圧力調整弁室、弁室付属配管及び甲山幹線配管の詳細な構造をご教示ください。調整弁室の基礎杭の有無等により工事費用がかなり異なる恐れがあります。	別途、CDにて配布します。
60	要求水準書	配管撤去端部について	19	第1	3	(3)	②	イ	図表 1-13 新浄水場の要求水準の構造物撤去において、「配管撤去端部は、栓止め等の地盤沈下防止処置を行うこと。」とあります。栓止めは地盤沈下防止処理と直接関係ないと思われますが、栓止め等の処置及び地盤沈下防止処置を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
61	要求水準書	既設圧力調整弁室の撤去に関する事項	19	第1	3	(3)	②	イ	図表1-13既設圧力調整弁室の撤去に関し、参考資料11では、敷地境界部までの配管が撤去範囲となっていますが、事業予定地内の適当な場所で閉止とさせていただいても問題ないでしょうか。	配管は原則、敷地境界部まで撤去してください。詳細な撤去範囲は詳細設計時の協議により、決定します。
62	要求水準書	着水井の管廊について	19	第1	3	(3)	②	オ	図表 1-13 新浄水場の要求水準の着水井において、「管廊を設置すること」とありますが、地下部では管廊や弁室、地上部では歩廊と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	急速ろ過池の予備池の定義	20	第1	3	(3)	②	ア	図表 1-13 新浄水場における要求水準の急速ろ過池の予備池の定義に関し、1 池洗浄、1 池保守点検を想定して合計2池という理解でよろしいでしょうか。（仮に、ろ過池を8池構成とした場合、予備池2池（1池休止、1池洗浄）を除く6池運用にて浄水能力を確保する／設計指針通りの考え方）	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	配管材料について	21	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 ア (イ) 注入配管は…維持管理が容易となるようにすること」とありますが、薬注配管材料について、適用する仕様書等（「姫路市上下水道局水道部機械設備工事一般仕様書」、「水道工事標準仕様書（設備工事編）」）には記載ありませんが、維持管理性を考慮して他の浄水場では一般的に使用されているブレードホースを適用してもよろしいでしょうか。	ブレードホースの適用は可とします。
65	要求水準書	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機について	22	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機 エ 脱水機の運転は高濁度の取水時以外、8時～17時に行う」とありますが、高濁度の取水時は土日祝日も運転する場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機について	22	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機 ク 汚泥濃縮や脱水において、有機高分子凝集剤の使用は不可とする」とありますが、既設浄水場に入っている消石灰による含水率の低下は行ってもよろしいでしょうか。	消石灰の使用は可とします。
67	要求水準書	通信仕様について	24	第1	3	(3)	①	チ	IP-VPN方式と記載がありますが、通信プロトコルは、汎用通信（FL-Net等）と考えますが、通信仕様をご教示ください。	事業者提案とします。
68	要求水準書	工程について	24	第1	3	(3)	①	チ	別途工事との送受信を行うタイミングは、本工事で納入した機器の準備が完了した時点でお客様へご相談すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお別途工事は令和6年度の完了見込みです。
69	要求水準書	工程について	24	第1	3	(3)	①	テ	異なるメーカー、異なる機種間の接続を行えるようにとありますが、通信プロトコル仕様をご教示ください。	事業者提案とします。
70	要求水準書	新浄水場（電気計装設備）	24	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 電気計装設備 チ 既設甲山浄水場の取水口、沈砂池、導水ポンプ（仮設）、甲山低区配水池（第1配水池、第2配水池（流量計室含む））、甲山高区配水池送水ポンプ室、甲山高区配水池、圧力調整弁室と必要な項目の信号の送受信をIP-VPN方式により行い、これらの施設を新浄水場で監視制御できるようにすること。」とありますが、信号項目については事業者提案としてよろしいでしょうか。	既設甲山浄水場で送受信を行っている信号項目等を参考として、事業者提案とします。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
71	要求水準書	新浄水場 （電気計装設備）	24	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 電気計装設備 テ 保城浄水場、兵庫県企業庁の船津浄水場と必要な項目の信号の送受信を接続が行えるようにすること。なお、新浄水場建設に伴い必要となる保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造も実施すること。」とありますが、既設甲山浄水場で送受信を行っている信号点数を参考として、事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
72	要求水準書	管理棟	24	第1	3	(3)	②	ウ	図表 1-13 新浄水場の要求水準の管理棟の見学者用会議室は別紙6にて、1階に配置することとありますが、本事業では最上階での見学を想定されており、見学者導線上は、1階から最上階までのすべてがその導線上にあるため、要件を満たすことができれば、1階以外の設置（2階、あるいは3階）も可と理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
73	要求水準書	管理棟の車椅子を利用した見学者等の見学ルートの上階について	24	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 管理棟 ウ 管理棟の見学者ルート最上階」とありますが、屋上（屋外）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	見学者ルートに屋上（屋外）を含む場合は対象となります。
74	要求水準書	管理棟	19	第1	3	(3)	②	オ	昇降機について、地下階を設ける場合には地下階を含むとありますが、地下に機械室等のみを計画する場合は、部外者が自由に地下に降りられない様に、階段のみを計画し管理上昇降機は不要と考えてよろしいでしょうか。	原文のとおり、地下階に機械室等のみを計画する場合においても、昇降機は地下階まで必要です。
75	要求水準書	屋内配管	20	第1	3	(3)	②	ウ	可とう管は配管材と同じ材質とするとのことですが、使用環境によって、適切と考えられる場合は、ゴム可とう管等を使用することは可能でしょうか。	ご理解のとおり可としますが、使用の可否を判断するため、詳細設計時の協議により、決定します。
76	要求水準書	機器付属品について	26	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 屋内バルブ・ゲート設備 カ 工場で製作される水処理プラント設備に内装されるバルブ以外」とありますが、脱水機付属のバルブについても機械メーカーが標準とするバルブを採用してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	場内配管の複数化について	26	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 場内配管 エ なお、浄水処理施設の流入部あるいは流出部が複数の場合、1本の管路が停止する場合においても、他の管路により計画浄水量を確保し、着水井以降の連絡配管を全て複数化するというのではない。」とありますが、例えば、浄水処理施設を完全に二系統にし、片系で計画浄水量を確保できる場合は、個別の浄水処理工程施設（着水井、沈澱池、ろ過池など）間の連絡管は複数化する必要はないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	場内配管の舗装面表示について	26	第1	3	(3)	②		図表1-13 新浄水場の要求水準 場内配管 オにおいて、舗装面に管路機能・位置、水流方向を明示とありますが、具体的な表示方法（材質・仕様、大きさ、色、表示ピッチ等）をご教示ください。	事業者提案とします。
79	要求水準書	場内配管	27	第1	3	(3)	②	セ	流量計を設ける場合は必ずバイパス管を設けるとのことですが、着水井項目ウ（要求水準書p.19）と同様の設計思想で、浄水施設を停止せずにメンテナンスが可能である場合は、不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり可としますが、詳細設計時の協議により、決定します。
80	要求水準書	場内配管について	15	第1	3	(3)	①		共通事項の要求水準「場内配管」について、本事業での取合い位置は別紙9、参考資料14のとおりかと思いますが、詳細な位置のCADデータは別途提供頂けるという認識でよろしいでしょうか。	詳細な位置を示すCADデータは存在しないため、提供できません。
81	要求水準書	場内配管	27	第1	3	(3)	②	ツ	送水管を旧御蔭隧道配水池に接続することとありますが、新浄水場の浄水を旧御蔭隧道配水池にも送水できるようにすることが目的と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。平常時においては、これらの接続管路は使用しませんが、何らかの要因により船津浄水場からの水供給が停止した場合に、バックアップのため緊急的に利用することを目的としています。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
82	要求水準書	旧御蔭隧道配水池送水管の接続について	27	第1	3	(3)	②		図表1-13 新浄水場の要求水準 場内配管 ツにおいて、浄水池からの送水管φ700と旧御蔭隧道配水池送水管φ700を接続する管路を整備することですが、前述の2つの管路を接続するのみと考えておりますが宜しいでしょうか。	質問に記載のある2つの管路以外に、要求水準書P.28の第1-3-(3)-②の図表1-13の応急給水設備等ウに示すとおり、応急給水設備に給水する管路は甲山幹線からの分岐管（φ150）と接続する必要があります。
83	要求水準書	門扉・フェンス等について	27	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 門扉・フェンス等 イ 主門扉の開閉方式は電動門扉とし」とありますが、参考資料16に示された南北どちらが主門扉なのか指定はありますでしょうか。	南側を主門扉としてください。
84	要求水準書	既設ITVについて	27	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 門扉・フェンス等 テ これらの場所の既設ITV（3台）は撤去すること」とありますが、これに伴い既設ITV設備の機能増設が必要になるかと思いますが、本事業の範囲に含まれるでしょうか。	ITV撤去に伴う機能増設は含まれております。
85	要求水準書	既設ITVについて	27	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 門扉・フェンス等 テ これらの場所の既設ITV（3台）は撤去すること」とありますが、撤去対象はカメラ本体のみとの理解でよろしいでしょうか	カメラ本体に付属する装置も撤去範囲に含まれております。
86	要求水準書	応急給水設備について	28	第1	3	(3)	②		「図表1-13 新浄水場の要求水準 応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽等 イ」について、応急給水設備は、給水車への給水を目的とした給水車用の給水栓5基分の設備であり、29ページの※2に記載の近隣の住民に応急給水を行う拠点給水施設とは別のものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	応急給水設備	28	第1	3	(3)	②	ウ	応急給水設備に給水する管路は、送水管及び甲山幹線からの分岐管と接続することですが、応急給水用の浄水を、新浄水場及び甲山幹線から確保することが目的と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	応急給水設備に給水する管路の接続について	28	第1	3	(3)	②		「浄水池からの送水管及び甲山幹線からの分岐管（φ150）と接続すること」とありますが、前者について、送水管に直接接続せず、送水管と旧御蔭隧道配水池送水管を接続する管路に接続する提案は認められますでしょうか？	認めません。
89	要求水準書	緑化面積について	15	第1	3	(3)	①		共通事項の要求水準「応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽等」について、空地は緑化と記載がありますが、緑化率に基準や指定はありますでしょうか。	緑化率については、「環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）」によります。
90	要求水準書	提案を求める事項	29	第1	3	(4)	⑦	※2	「広範な地域の避難所、医療機関等に運搬給水を行う給水車両基地」とありますが、新甲山浄水場が地域指定避難所として設定される想定はありますでしょうか。	現時点では、新甲山浄水場を地域指定避難所とする計画はありません。
91	要求水準書	新技術について	29	第1	3	(4)	⑦	※3	「「新技術」とは、民間事業者等により開発された有用な技術であり、知見や実績に基づき立証されているもの（事業提案書提出締切日時点において、NETIS（新技術情報提供システム）、Aqua-LIST（水道における新技術事例集）に掲載されているもの）」とありますが、民間企業において研究開発、実証試験、特許申請等を実施している技術や納入・実施実績のある技術について、その知見や根拠を示すことができれば、「新技術」とみなされるでしょうか。 ・NETIS：https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS ・Aqua-LIST：https://www.jwrc-net.or.jp/research-development/aqua-list/list.html	みなしません。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
92	要求水準書	認可変更、補助申請等について	30	第1	4	(1)			「本事業の遂行に必要となる許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。なお、市の所掌として認可変更等の業務を行う必要が生じた場合、事業者は市の書類作成等に協力すること。」、また要求水準書42頁第2章4項(8)市が行う各種申請等の支援では「事業者は市が行う認可変更、補助申請等の各種申請における添付資料等の作成の支援を行うこと。」とありますが、貴市の所掌として行う認可変更、補助申請は、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問回答370に記載の通り、水道法の事業認可申請(浄水方法の変更)や水道事業の交付金申請(水道施設再編推進事業)が該当し、それらについて事業者側は協力、支援を実施するという理解でよろしいでしょうか。また、その他発生する許認可や補助申請については協議によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	配管材料について	32	第1	4	(2)			使用する配管材料については、適用する仕様書等で示されているいずれかに記載があれば使用可能と考えてよろしいでしょうか。	屋内配管については、要求水準書P.25の第1-3-(3)-②の図表1-13の屋内配管の記載のとおり、場内配管についても、要求水準書P.26の第1-3-(3)-②の図表1-13の場内配管に記載のとおりです。污水管及び雨水管等については、用途に応じて、要求水準書P.32の第1-4-(2)に記載の仕様書を参考に、適切なものを選定してください。
94	要求水準書	調査業務について	34	第2	1				調査業務については、設計企業と建設企業で共同して実施することが可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	調査業務について	34	第2	1				調査業務は、建設業務に付随する内容も含まれていると考えています。その上で本業務の主体実施者は、建設企業が実施したいと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	調査業務について	34	第2	1	(3)			地下埋設物に関する情報について、別紙9に示されるNS管とGX管、参考資料11に示されるMDK管2本以外にありますでしょうか。新浄水場計画地内における既設埋設物情報があればご教示ください。	既設圧力調整弁室と歩道との間の敷地内に、近年新たに布設した甲山幹線の配水管(内挿管φ800、セグメント外径φ1250、土被り約6m)と弁室があります。詳細については、別途、配布するCDを参照ください。
97	要求水準書	家屋調査について	35	2	-6	②			家屋調査の具体的な範囲をご教示ください。	事業予定地敷地境界より、30mまでの範囲に敷地がある家屋を最低限の範囲とします。
98	要求水準書	基本設計検査検査等について	36	第2	2	(3)	①		「基本設計検査は基本設計の完了時(令和8年3月)に行う。」とありますが、事業者提案により提示するスケジュールまたは実際の設計進捗により、令和8年3月よりも前倒して検査を実施頂くことは可能でしょうか。	協議により決定します。
99	要求水準書	基本設計検査検査等について	36	第2	2	(3)	①		基本設計検査についても、詳細設計同様に先行工事の基本設計が終了した時点で検査を受けることができるという理解でよろしいでしょうか。	基本設計の検査は本事業のすべての工事の基本設計が完了した段階で行います。要求水準書第2-2-(3)-②にある検査は確認の記載誤りです。完了検査は工事の施工完了時に行います。
100	要求水準書	詳細設計検査等について	36	第2	2	(3)	②		「詳細設計検査は詳細設計の完了時(令和13年3月)に行う」とあります。一方、「先行工事の詳細設計が終了した時点及び先行工事以外の工事の詳細設計が終了した時点で各々の工事を着手するに当たり設計内容の検査を行う」とあります。「詳細設計検査は先行工事の詳細設計及び先行工事以外の工事の詳細設計の完了時に行う」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。先行工事の詳細設計及び先行工事以外の工事の詳細設計の終了の段階では、設計内容の確認を行います。また工事等に伴う詳細設計の変更を含めたすべての詳細設計完了時(令和13年3月予定)では、完了検査を行います。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
101	要求水準書	詳細設計検査等について	36	第2	2	(3)	②		「先行工事の詳細設計が終了した時点および先行工事以外の工事の詳細設計が終了した時点で各々の工事を着手するに当たり設計内容の検査を行う」とありますが、各々の工事とは、先行工事と先行工事以外の工事を指し、検査は2回行うということでしょうか。 あるいは、たとえば先行工事とする部分ごと、先行工事以外の工事とする部分ごとの詳細設計が完成した時点で検査をそれぞれ受検して工事着手したい部分ごとに工事に着手することができると解釈してよいでしょうか。 また、先行工事の定義には詳細設計の完成とありますが、ここでは詳細設計の完了、詳細設計の終了という表現がありますが、それぞれの定義をご教示ください。	要求水準書第2-2-(3)-②にある検査は確認の記載誤りです。完了検査は工事の施工完了時に行います。 各々の工事とは先行工事及び先行工事以外の工事を指し、これらの詳細設計が終了した時点で確認及び単価合意を行うこととしています。よって、工事着手したい部分ごとに確認を受けて着手することはできません。 詳細設計の完了とは、工事に伴う設計変更を含めたすべての詳細設計が終わった段階を指し、詳細設計の終了とは、先行工事及び先行工事以外の工事の詳細設計が終わった段階を指します。
102	要求水準書	詳細設計検査等について	36	第2	2	(3)	②		「詳細設計検査は詳細設計の完了時（令和13年3月）に行う。」とありますが、事業者提案により提示するスケジュールまたは実際の設計進捗により、令和13年3月よりも前倒して検査を実施頂くことは可能でしょうか。	協議により決定します。
103	要求水準書	詳細設計検討書等について	38	第2	2	(4)	②		本計算書は、電力と薬品の使用量について、平均水量および平均水質を基に算出することを考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書	請負代金内訳書について	38	第2	2	(4)	②		詳細設計に関する資料の中で請負代金内訳書は、要求水準書の8ページの「(13)単価合意」の中の「設計・建設工事請負契約書の別紙1に定める総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」による単価合意のためのものと解釈してよろしいでしょうか。 ただ、「設計・建設工事請負契約書（案）の別紙1「総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」46ページの「3協議の手順」、「(1)請負代金内訳書」の項では、「単価合意を行うための請負代金内訳書を基本設計完了後14日以内に作成し、甲に提出しなければならない」とありますが、提出は詳細な個別単価を算出する詳細設計後と考えてよろしいでしょうか。 また「(2回分)」とあるのは、同じく「設計・建設工事請負契約書（案）の別紙1「総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」46ページの「3協議の手順」、「(2)単価協議」の項にある、「②単価合意は原則2回実施する。」の2回分と解釈してよろしいでしょうか。	前段及び後段については、ご理解のとおりです。中段については、基本設計完了後14日以内に作成する請負代金内訳書は、詳細設計終了後に行う単価協議を円滑に行うことを目的として参考に提出するものであり、単価合意を行うためのものではありません。先行工事及び先行工事以外の工事の詳細設計終了後に改めて請負代金内訳書を提出していただき、その内訳書をもって単価協議を行います。詳細は、設計・建設工事請負契約書（案）（変更版）をご確認ください。
105	要求水準書	請負代金内訳書について	38	第2	2	(4)	②		内訳書の作成は、土木・建築・機械・電気の4工種に分けて作成し、それぞれの諸経費を個別に算出することを考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書	請負代金内訳書について	38	第2	2	(4)	②		請負代金内訳書（2回分）とありますが、本内訳書の2回分を合計した金額が入札額になると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	入札額は、本内訳書の2回分以外に、入札金額内訳書にある設計対価の調査費及び設計費を合計したものになります。
107	要求水準書	請負代金内訳書について	38	2	-4	②			詳細設計に関する資料として「請負代金内訳書（2回分）」とありますが、1回目、2回目の要求内容が不明です。ご教示ください。	1回目とは先行工事を指し、2回目とは先行工事以外の工事を指します。
108	要求水準書	総合試運転業務について	39	第2	3	(1)			「導水管布設工事」「導水ポンプ仮設工事」「甲山低区配水池送水管布設工事」は総合試運転の開始までに完了しているというのですが、水槽類や配管の洗浄および機器の性能確認も終了しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	建設工事の工程について	39	第2	3	(1)			「なお先行工事については、令和8年度中に着手すること」とありますが、「先行工事」とは具体的にどのような工事が該当するのかご教示ください。 例：仮設工事、土工事、擁壁工事、・・・	先行工事とは、浄水場建設に係る仮設工事、土工事及び基礎工事等の土木工事を想定しています。なお、先行工事の内容については、事業者提案とします。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
110	要求水準書	監理技術者の兼務について	39	第2	3	(2)			甲型JVの代表企業が乙型JVの代表企業を兼ねる場合、乙型JVの監理技術者と甲型JVの監理技術者の兼務は可能でしょうか。	乙型JVの代表企業と乙型JVの構成員である甲型JVの業種が同一の場合は兼務は可としますが、異なる業種の場合は兼務はできません。
111	要求水準書	現場代理人の兼務について	39	第2	3	(2)			甲型JVの代表企業が乙型JVの代表企業を兼ねる場合、乙型JVの現場代理人と甲型JVの現場代理人の兼務は可能でしょうか。	可とします。
112	要求水準書	配置予定技術者について	39	第2	3	(2)			監理技術者について、工場から現地へ工事の現場が移行する場合の途中交代が認められていますが、工場製作と現場施工を分けて初めから別の技術者を配置することは可能でしょうか。	可とします。
113	要求水準書	配置予定技術者について	39	第2	3	(2)			監理技術者の資格要件について記載がありませんが、分担工事の工種に応じた資格を有する監理技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。機械器具設置工事を担当する企業は、水道施設工事、又は機械器具設置工事の資格を有する監理技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおり、監理技術者は分担工事の工種に応じた資格を有する者を配置してください。後段については、機械器具設置工事を担当する企業が機械器具設置工事の資格を有する監理技術者を配置する必要があります。
114	要求水準書	配置予定技術者について	39	第2	3	(2)			現場代理人の途中交代は可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	周辺住民への配慮について	41	第1	3	(4)			周辺住民への配慮で、年3回以上草刈りを行うこととなっておりますが、草刈りを行う場所は事業予定地（新浄水場建設地）内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	周辺住民への配慮について	41	第1	3	(4)			本事業について、近隣住民からのご要望・ご意見がありましたら、ご教示ください。	本事業においては、今後、近隣住民を含む関係者協議を行い、近隣住民等からの要望や意見を聴取する必要がありますが、発注済の関連事業である一次造成工事においては、安全対策及び粉塵対策への要望があります。
117	要求水準書	総合試運転業務について	41	第2	3	(5)			総合試運転に水道水（浄水）を必要とする場合は有償とのことです。が、水道水（浄水）の購入単価をご教示ください。	口径や使用量によって料金が異なるため、市のホームページを参考にしてください。
118	要求水準書	総合試運転業務について	42	第2	3	(5)			「総合試運転開始後、浄水処理施設等の稼動が安定し、要求水準書に規定する要求事項に適合し、要求する性能を達成することを確認できたときは、その旨を市に書面で報告する」のは令和13年3月末でよろしいでしょうか。	給水開始は令和13年3月を予定しているため、令和13年3月末の報告は認めません。市が給水開始届を提出するまでに報告してください。
119	要求水準書	基礎的指導について	42	第2	3	(5)	①		中央監視制御システムについて、総合試運転期間に操作説明を行います。また基礎的指導について、工事期間中に東京又は大阪での実機をによる監視操作・維持管理（軽微な改造）を行えるよう基礎的指導として講習施設への出張は可能でしょうか。	人員等の配置計画によるため、協議により決定します。
120	要求水準書	用地の利用に関して	42	第2	3	(9)			左記要求水準書及び参考資料12に記載されている用地を利用する場合、近隣に住宅地が2棟あり、工事車両の通行等、近隣住民の方々との協議が必要と考えます。その際、市にて協議をしていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	近隣住民の方々との協議は、事業者が主体となって行っていただく必要がありますが、必要に応じて、市も協議には参加します。
121	要求水準書	市が実施する工事監理業務	44		4	(2)			市が実施する工事監理業務の内容（実施項目）をご教授ください。	要求水準書P.32の第1-4-（2）に記載の仕様書を基に行います。
122	要求水準書	施設台帳システムの入力支援について	47	第2	4	(4)			入力支援を作成する事業者は、建設企業者で実施することを考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	設計企業及び建設企業のどちらでも構いません。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
123	別紙6	管理棟							要求事項の欄に土足で入室可能とすることと記載されている所以外の部屋は全て上履きと考えるのでしょうか？ その場合、1階見学者会議室から見学者が2階以上の中央監視室や最上階の場内が見渡せる見学ルートへ行くときには、靴をビニール等に入れて移動することになると思われます。見学者がメモ等を取りながら見学する場合を想定するとメモを取るたびに靴を床に置く等の動作が必要になり大変不便になると思われます。又、上履きエリアは水質試験室エリアのみと考え動線計画を整理すれば原則すべての階土足可能エリアとする又は上履きが必要な部屋については入室するときに上履きに履き替えることは可能でしょうか。	土足で入室可能としている所以外の部屋は全て上履きとなります。そのため、質問の提案内容は不可とします。
124	要求水準書	管理棟に要求する部屋一覧について	別紙6						「1.管理棟に要求する部屋一覧」において、エアコンが必要な部屋をご教示ください。	会議室、事務室、水質検査室、配水コントロールセンター、中央監視室、休憩室、宿直室、電気室、展示コーナーについては、エアコンが必要です。
125	別紙9	取合い部の管の高さについて							取合い位置の管の高さを土被りで表記されておりますが、標高をご教示ください。	別紙4及び別紙5に記載の地表面の標高から想定してください。
126	参考資料5	塗装について	14	第2		6			塗装色の指定に関して、「機器のうち、標準仕様のものについてはこの限りでない」との記載がありますが、弁やポンプなど標準仕様のあるものについては、塗装色および素地調整は、メーカー標準としてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	参考資料5	塗装について	14	第2		6			SUS管およびSHVP管については、塗装不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	参考資料7	工事着手時の現場状況							参考資料7に一次造成工事計画図がありますが、工事着手時に一次造成工事計画図と現地状況が異なる場合（例：地盤高の相違等）、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
129	要求水準書	仮囲い（万能堀、出入りロゲート他）について	参考資料7						一次造成計画図に工事完了後の仮囲い（万能堀、出入りロゲート他）がどの範囲に設置された状態であるかご教示ください。また、新浄水場建設事業の仮囲いを一次造成工事で敷設された水路の外側に設置してもよろしいでしょうか。	当該工事の詳細設計図はCDにて、別途、配布します。なお水路の外側に仮囲いを設置することはできません。
130	参考資料11	甲山幹線配管の撤去位置、撤去後の処置について	2						圧力調整弁室の撤去で、甲山幹線配管も撤去対象となっておりますが、敷地境界部での撤去は現実的に不可能と考えます。事業予定地内で協議した場所で切断、撤去との理解でよろしいでしょうか。また、圧力調整弁室や甲山幹線配管撤去時に、内部に滞留している水が流出することはない（内水圧はない）と考えてよろしいでしょうか。	前段については、配管は原則、敷地境界部まで撤去してください。詳細な撤去範囲は詳細設計時の協議により、決定します。後段については、配管内部に管路の高低差による水圧をもった滞留水があるため流出します。
131	参考資料14	導水管、送水管の取合い部の管の高さについて							取合い位置の管の高さを土被りで表記されておりますが、標高をご教示ください。	参考資料14に記載の地表面の標高から想定してください。
132	参考資料14	導水管、送水管への配管接続に関する事項							別途関連事業にて施工される導水管、送水管への配管接続において、閉止栓を取り外した際に内部に滞留している流体が流出することはないと考えてよろしいでしょうか。	滞留している流体は流出します。流出量は数m3程度を想定しています。
133	要求水準書	導水管、送水管の取合い箇所について	参考資料14						導水管の取合い位置（土被りH＝約1.45m）及び送水管の取合い位置（土被りH＝約1.6m）について、PCLや管頂高の標高をご教示ください。現時点で未定の場合は、土被りを計算した際の地盤高をご教示ください。	参考資料14に記載の地表面の標高から想定してください。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
134	要求水準書	車両出入口について	参考資料16						参考資料16に工事車両出入口の指定がありますが、新浄水場に設ける敷地の出入口の位置および幅は、新浄水場の配置計画に合わせて工事車両出入口とは異なる位置に設けてもよいでしょうか。	新浄水場に設ける恒久的な敷地の出入口は2箇所必要です。主要となる一方は、参考資料16に示す南側となります。他方は、参考資料16に示す工事前仮設道路の北西側となります。なお幅については、維持管理等を勘案し、事業者提案とします。
135	落札者決定基準	基礎審査について	4	第3	2				「要求水準書に定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認する。」とありますが、基礎審査は様式4-5（要求水準確認表）の内容により実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	落札者決定基準	基礎審査について	4	第3	3				「ヒアリングの結果、事業提案書の内容が要求水準書に定める性能や仕様等の水準に達していないと判断される場合は、失格とする。」とありますが、提案書の内容に疑義が生じた場合、別途協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	事業提案書の内容確認は、ヒアリングが最終となりますので留意してください。
137	落札者決定基準	市内業者の分担工事額について	6	第3	3				「図表3-2 9-1 市内業者の活用状況」について、市内業者の分担工事額とは、市内業者である構成員の分担工事額のみを対象としたものであり、市内業者以外の構成員が下請けで市内業者を活用する場合等は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	落札者決定基準	評価点	6	第3	3	(2)			図表3-2の9. 地域貢献に関する事項の評価点は、小数点以下第2位までの採用でしょうか。その場合、小数点以下3位は四捨五入でしょうか。または切り捨てでしょうか。	小数点以下については、端数処理は行いません。
139	落札者決定基準	新技術について	7	第3	3	(2)	※3		Aqua-LISTに掲載されている技術を所有する企業が、代表企業もしくは構成企業の場合、事実上、その企業名が評価委員にわかってしまうため、公平性を損ねると考えます（様式集 頁2に、「企業名の特定は不可」との記載もあります）。そのために、「新技術」については、Aqua-LISTの掲載技術以外も認めることで、公平性を確保していただくことを希望します。	原文のとおりとします。
140	落札者決定基準	各評価項目における評価の視点について	9	第3	3	(4)			各項目の評価の視点において、知見や実績による根拠の記載が求められておりますが、実績の記載方法については特に指定がないものと理解してよろしいでしょうか。記載方法として、技術を納入、活用した具体的な工事名（契約名、事業体名、施設名、工事件名、等）を記載しても問題ないでしょうか。また、それらを証明する資料（コブリス、コリンズ等）の添付は任意としてよろしいでしょうか。 様式集 2頁第1章4節（3）にて、「事業提案書の正本及び副本は、入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。」とあり、工事名を記載することにより企業名の特定が可能になるため、別途、実績の記載方法について指定があればご教示ください。	構成企業の知見や実績を記載する場合、正本については、知見や実績が特定できるように工事名や施設名等の内容を記載してください。一方、副本については、事業者が特定できる内容は墨消しとしてください。根拠資料の種類は任意としますが、提案内容の妥当性を判断するため、添付は必須です。なお、知見については、他者が示したものであっても客観的な資料であれば可としますが、構成企業以外の企業についても、副本においては、該当箇所を墨消しとしてください。
141	落札者決定基準	各評価項目における評価の視点	9	第3	3	(4)			各項目の評価の視点において、知見や実績による根拠の記載が求められておりますが、知見・実績などの根拠は構成企業のものに限られるでしょうか。	知見については構成企業のものに限らず、一般的なものでも可としますが、実績については構成企業のものに限ります。
142	落札者決定基準	本施設の土木構造物の設計・建設に対する提案について	10	第3	3	(4)	3	3-1	「機器の技術革新に追随できる土木構造物としての拡張性を考慮した提案があるか」とありますが、提案を想定されている内容についてご教示頂けないでしょうか。	評価内容に関することですので、お答えできません。
143	落札者決定基準	各評価項目における評価の視点	11	第3	3	(4)	3	3-5	「要求水準書に記載の井戸調査」とありますが、要求水準書P34,35には記載がありません。計画地周辺の既設井戸の調査を指すのでしょうか。	前段については、井戸調査は要求水準書P. 35の第2-1-(6)に示す「本事業に関連して必要な調査」に含みます。後段についてはご理解のとおりです。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
144	落札者決定基準	調査業務や本施設の設計全般に対する提案について	11	第3	3	(4)	3	3-5	「調査業務についての上乗せ提案」とありますが、何に対しての上乗せなのでしょう。要求水準書P 34, 35に示されている調査を標準的な調査とし、その調査に対して多くの調査地点を設ける等して高い頻度で調査する提案（費用のかかる提案）をお求めでしょうか。それとも、要求水準書P 34, 35に記載のない新規調査項目をお求めでしょうか。	「調査業務についての上乗せ提案」は、調査について、高い頻度、多くの確認項目により行い、それらについて市が有効と認めたものを対象とします。
145	落札者決定基準	品質管理に関する提案について	11	第3	3	(4)	4	4-1	「上記に関して、設計業務及び建設業務において、実績に基づく具体的な提案となっているか」とあります。本様式は施工管理に関する内容を記載することと理解しておりますが、施工管理に関する事項の他、設計業務における品質管理についても記載するという理解でよろしいでしょうか。	施工管理に関する事項の他、設計業務における品質管理についても記載してください。
146	落札者決定基準	工程管理に関する提案について	11	第3	3	(4)	4	4-2	「本事業の施工により、既設甲山浄水場の運転管理への影響」とありますが、今回の事業内容では該当しないように思われます。具体的な懸念事項を例示頂けませんでしょうか。	総合試運転中における既設甲山浄水場と新浄水場との原水の切り替え、供給を懸念事項として想定しています。
147	落札者決定基準	各評価項目における評価の視点	11	第3	3	(4)	4	4-2	「関連事業との連携、またその切替等の幅輻する制約条件を考慮した施工計画等」とありますが、要求水準書 p 8、図表1-8を合わせ見ますと、施工に関して影響があるのは建設予定地北側で接続する導水管布設工事、送水管布設工事、また甲山幹線圧力調整弁室更新工事が該当すると考えます。他に影響があるとお考えの事柄があれば具体的な懸念事項を例示頂けませんか。	特にありません。
148	落札者決定基準	各評価項目における評価の視点	11	第3	3	(4)	4	4-2	前問に関連して、導水管布設工事、送水管布設工事と建設予定地北側で接続が必要ですが導水管、送水管接続部の位置、深さ、構造、仕様、施工時期をお教えください。	導水管、送水管接続部の位置、深さ、構造、仕様は、参考資料14をご確認ください。施工時期についてはお答えできません。
149	落札者決定基準	ライフサイクルコストの低減に関する提案について	11	第3	3	(4)	5	5-1	「単価、数量等の根拠」が求められておりますが、これは提案根拠資料の資料番号「7-1-9維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」の何を示しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	落札者決定基準	評価点	14	第3	4				価格点を算出する式で得られた値は、小数点以下第2位までの採用でしょうか。その場合、小数点以下3位は四捨五入でしょうか。または切り捨てでしょうか。	小数点以下については、端数処理は行いません。
151	様式集	事業提案に関する提出書類について	2	第1	4	(1)			「様式4-1から様式4-4と様式4-5から様式7-2をそれぞれファイルに綴じ込み、ファイルに以下のとおりタイトルを記入すること。」とありますが、様式4-5から様式7-2については枚数が多くなることも加味し、「甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業 事業提案書」というタイトルで、適宜分冊を分けて提出することでも問題ないでしょうか。	1つのファイルに綴じることができない場合は分冊とすることを認めます。
152	様式集	事業提案に関する提出書類について	2	第1	4	(3)			「事業提案書の正本及び副本は、入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。また、事業提案書に添付する各種証明書類についても、各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。」とありますが、「事業提案書の副本は、～こと。（以下同文）」の誤記でしょうか。その場合、正本で企業名等の記載をした箇所について、副本では墨消しをするという対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。正本に企業名等を記載した箇所について、副本では墨消し等の処理を行い、企業名等が判別できないようにしてください。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
153	様式集	事業提案に関する提出書類について	2	第1	4	(3)			「事業提案書の正本及び副本は、入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。また、事業提案書に添付する各種証明書類についても、各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。」とありますが、推測が可能な表記として、名称、住所、代表取締役名、商品名、特許番号、工事名を墨消しすることによろしいでしょうか。その他については事業者判断として提案書類は作成、提出後の基礎審査等でご確認頂き、不備があれば修正させて頂く等の対応とさせて頂けますでしょうか。	正本に企業名等を記載した箇所について、副本では墨消し等の処理を行い、判別できないようにしてください。 提案書提出後の修正は、原則、認めません。
154	様式集	事業提案に関する提出書類について	2	第1	4	(3)			「事業提案書の正本及び副本は、入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。また、事業提案書に添付する各種証明書類についても、各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。」とありますが、対象は入札参加資格申請書類に記載された入札参加者・構成企業であり、業務委託先、資機材調達先、工事下請先等の協力企業に関しては、各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示をしても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	副本については、入札参加者に限らず、企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等は墨消し等の処理を行い、判別できないようにしてください。
155	様式集	事業提案に関する提出書類について	2	第1	4	(8)			「参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。」とありますが、事業開始後の各業務で明確にすること等を明記すれば、提案書の提出時点では当該要求水準を満たし、基礎審査を合格するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	様式集	提出書類 事業提案に関する提出書類（事業提案書）について	5, 6	第3	6			6-1～6-7	様式6-1から様式6-7について、書式サイズはA4とありますが、A4×2枚をA3×1枚として使用することは認められるでしょうか。	A4×2枚をA3×1枚として使用することは可とします。
157	様式集	提出書類 事業提案に関する提出書類（提案根拠資料）について	6, 7	第3	7			7-1～7-2	様式7-1、7-2に記載する内容は提案内容を補足し要求水準未達でないことを説明するためのものと理解します。契約後、要求水準未達がなく提案内容の不履行にならなければ基本・詳細設計作業により様式7-1、7-2の記載内容が変わることがあっても良いと理解してよいでしょうか。	様式7-1及び様式7-2は、事業提案書の提案根拠資料のため、原則として変更は認めません。
158	様式集	提出書類	7	第3					提案根拠資料の中で、例えば修繕リストと維持管理計画をまとめた資料とするなど、見やすさ・わかりやすさ等に配慮すれば、適宜、まとめた形で提出でも可という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、各項目をまとめたことが分かるように努め、資料を作成してください。資料が欠落していると市が判断した場合には、失格となるため、この点は十分注意してください。
159	様式集	共同企業体協定書 第8条に基づく協定書（分担工事額協定書）について	30	第3	2			2-7	様式8. 入札金額内訳書では工事内訳を土木、建築、機械、電気の4工種に分類するようになっておりますので、これに倣い工事については土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事の4工種に分類し分担したいと考えていますが、その場合（分担工事額）の水道施設工事の欄は0円として良いでしょうか。	水道施設工事の欄を0円で記載することは認めません。
160	様式集	共同企業体協定書 第8条に基づく協定書（分担工事額協定書）について	30	第3	2			2-7	入札時に提出した工種毎の工事費内訳と詳細詳細設計完了時に様式2-7で記載する工種毎の工事費内訳は請負総額が変わらなければ必ずしも一致していなくても良いという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、市内業者の分担工事額の割合が事業提案より下回らないようにしてください。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
161	様式集	市内業者が実施する工事額合計の比率（事業提案書提出時）に関する誓約書について	50	第3	4			4-4	本様式は提案書提出時（2/10まで）に提出するようになっておりますが、その時点では積算中であり2/10から入札時まで1か月以上あることから本様式の提出を入札時までとして頂くことはできないでしょうか。（その期間で積算精度を向上させて詳細設計完了時に算定する比率との乖離を小さくするため。）	原文のと通りの期限とし、変更は行いません。
162	様式集	要求水準確認表について	55	第3	4			4-5	No. 206～210 調査業務（2）現地測量～（6）周辺環境調査について要求水準を満足していることを具体的に確認できる提案、資料を求めています。要求水準書 p 34, 35には「必要な調査、必要に応じた調査」となっており、要求水準と照らしてどうかという判断が困難と思われます。 これらは契約後30日以内に提出する調査計画書の中身そのものと考えますが、一方で（1）調査計画書の提出は「 / 」となっており、落札者決定基準p11, 3-5. 調査業務や本施設の設計全般に関する提案で求められているのは調査業務についての「上乗せ提案」ですので、（2）現地測量～（6）周辺環境調査については対応業務欄に「提案内容に当該要求内容を含むものがないため調査計画書において明確とする」と記載することで良いでしょうか。	調査業務について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、設計業務において明確とする」と記載してください。
163	様式集	事業提案に関する提出書類（事業提案書）について	61	第3	6			6-1～6-7	様式内に「【提案根拠資料】・（資料名を記入）」とありますが、提案書の様式内に当該様式に関連・参照する資料名を記述するという理解でよろしいでしょうか。その場合、記載箇所の指定は無いという理解でよろしいでしょうか。（文中、文末、等）	提案根拠資料は様式7-1及び様式7-2の資料名を記載してください。なお、記載箇所については、文中、文末の指定はありません。
164	様式集	設計・建設の詳細に関する事項について	63	第3	6			6-3	この様式では設計及び施工に関する内容も含めて記載するという理解でよろしいでしょうか。1行目に「設計上の考え方について」とありますが落札者決定基準 p 10と照らし合わせると「設計、施工上の考え方について」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	様式集	提案根拠資料について	73	第3	7			7-1	それぞれについて、番号と内容のみの記載となっていますが、様式は自由でしょうか。指定の様式があればご提示ください。	指定の様式はありません。
166	様式集	概略工事工程表（設計を含む）について	73	第3	7			7-1	「7-1-1 概略工事工程表」とありますが、どのような内容、グレードのものをお求めでしょうか。月単位（姫路市土木工事提出書類）や月単位（三分割）（兵庫県、近畿地方整備局提出書類）など。（必要であれば）	月単位の工事スケジュールが分かるものとしてください。
167	様式集	概略施工計画書について	73	第3	7			7-1	「7-1-2 概略施工計画書」とありますが、どのような内容、グレードのものをお求めでしょうか。施工の流れが分かり、要求水準を満たしていることの確認ができれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	様式集	維持管理計画について	73	第3	7			7-1	「7-1-9 維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」については提示内容を明確にするため、フォーマットをご提示頂きますよう、お願いします。	フォーマットは、事業者提案事項とします。
169	様式集	維持管理計画について	73	第3	7			7-1	「7-1-9 維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」とありますが、供用開始から15年間の各年度における、点検・修繕の項目・頻度のみ提示し、費用は提示しないという理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準P.11の第3-3-（4）の図表3-4の5-1に示すように、費用の提示をお願いします。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
170	様式集	維持管理計画について	73	第3	7			7-1	「7-1-9 維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」について、供用開始から15年間の各年度における想定費用を提示する場合、想定費用により技術評価点に差は無いという理解でよろしいでしょうか。	想定費用は技術評価に含みます。
171	様式集	維持管理計画について	73	第3	7			7-1	「7-1-9 維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」について、供用開始から15年間の各年度における想定費用を提示する場合、電力会社との契約内容によって動力単価の変動があるため、動力費算定にあたっての電力単価をご教示ください。	電力の単価は関西電力のホームページから単価を設定してください。単価の基準日は令和6年11月1日とします。
172	様式集	維持管理計画について	73	第3	7			7-1	「7-1-9 維持管理計画（供用開始から15年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）」について、供用開始から15年間の各年度における想定費用を提示する場合、薬品(PAC、次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、硫酸、粉末活性炭)の濃度および単価(荷姿での単価かどうか)も明示ください)をご教示ください。	薬品単価は、以下のとおりとします。 ・次亜塩素酸ナトリウム(12%) 91.30円/kg ・PAC 63.80円/kg ・希硫酸(75%) 143.00円/kg ・粉末活性炭(w-20) 356.40円/kg ・消石灰 71.50円/kg なお、上記以外の薬品を使用する場合は、事業者にて単価を設定し、単価の根拠となる資料を添付してください。
173	様式集	事業提案に関する提出書類（提案根拠資料）について	74	第3	7			7-2	「7-2-4 浄水及び排水処理フロー図」及び「7-2-6 フローシート」とありますが、前段は記載の通り「浄水及び排水処理フロー図」、後段は「電気計装フローシート」という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、機械設備のフローシート及び電気計装設備のフローシートを指します。
174	様式集	主要な管路図について	74	第3	7			7-2	「7-2-2 主要な管路図（平面図、横断図、縦断図等）」のうち縦断図については、全区間ではなく、主要な箇所（構造物との取り合い部や縦断線形が変化する箇所等）のみとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	様式集	主要な管路図について	74	第3	7			7-2	「7-2-2 主要な管路図（平面図、横断図、縦断図等）」について、「主要な管路」とは、オーバーフロー管やドレン管、場内給水管等は含まず、日常の運転で使用する導水管、送水管、各施設の連絡管（排水処理施設を除く）等で口径700mm以上のものという理解としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	様式集	入札金額内訳書について	80～85	第3	8				建設工事の各工種の入札金額内訳書について、各項目の単価は事業者見積でよろしいでしょうか。それぞれ工種において間接工事費、設計技術費、一般管理費等の諸費用を算出するにあたって準拠する積算基準の指定があればご教示をお願いします。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業者提案とします。
177	様式集	関連企業申告書（落札等審査用）について	88～89	第3	9			9-2	関連企業としての申告については、参加申請時と同様に姫路市の業者登録が有る企業を対象としたものに読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	入札説明書における用語集	先行工事について	1			(5)			「基本設計完了後に詳細設計の完了（令和9年9月）を待たずに施工する土木工事」を先行工事と定義されていますが、具体的にどの部分を言われているのか、ご教示ください。	No. 109を参照してください。
179	入札説明書における用語集	先行工事について	1			(5)			「先行工事」とは、基本設計完了後に詳細設計の完了（令和9年9月）を待たずに施工する土木工事をいう。とありますが、この土木工事について具体的にどのような工事が該当するのか教えてください。	No. 109を参照してください。

■甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
180	入札説明書における用語集	先行工事の定義における詳細設計の完了時期等について	1			(5)			工事に着手する場合は着手する部分の詳細設計は完成していると考えます。本項目における詳細設計の完成とは、本事業のすべての詳細設計の完成（令和9年9月）を指し、先行工事においては、たとえば各施設の仮設工事や基礎工事、土工事、躯体工事等の部分ごとの詳細設計が完成すれば着手できる工事を指すと考えてよいでしょうか。	本項目における「詳細設計の完了」は「詳細設計の終了」の誤りです。先行工事の定義は本項目に記載のとおりであり、先行工事の詳細設計は令和9年3月までに終了させ、なおかつ、令和8年度中に建設業務に着手する必要があります。なお、先行工事以外の工事の詳細設計は令和9年9月までに終了させる必要があります。 先行工事の内容については、事業者提案とし、先行工事以外の工事は先行工事以外の全ての工事のことを指します。それぞれの工事着手はそれぞれの詳細設計の範囲における単価合意後に可能ですが、単価合意は先行工事と先行工事以外の工事のそれぞれの詳細設計終了後の計2回のみ行う予定です。よって、部分ごとの詳細設計が終了ごとに着手範囲を広げるような施工は不可です。
181	設計・建設工事請負契約書（案）	解釈	6	第1条					第1条では、各書面の優先関係について規定されていますが、契約本文と要求水準書の優先関係については明記されておりません。契約本文（約款）と要求水準書の間に矛盾や相違がある場合は、いずれが優先されるのでしょうか。	設計・建設工事請負契約書と要求水準書の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、要求水準書を優先とします。
182	設計・建設工事請負契約書（案）	共通事項	6	第3条		3			第17条1項（監督員の氏名の通知）、第37条2項（工事完成時の試験・検査結果の通知）、第53条4項（部分払い時の試験・検査結果の通知）は、書面によらず口頭でも可能と読み取れますが、特に試験・検査結果の指摘事項は明確に記録として残しておく必要があると考えます。修正を検討をいただくことは可能でしょうか。	原則、書面により通知を行います。
183	設計・建設工事請負契約書（案）	セルフモニタリング	10	第10条					セルフモニタリングの具体的な内容及び工種別計画人工をご教示ください。 また本項目は、様式8の設計対価のうち「調査費」に含むことでよろしいでしょうか（設計・建設に関連する業務の費目が様式8にないため。）。	前段については、事業者提案とします。 後段については、設計業務のセルフモニタリングは、「1. 設計対価 2）設計費」に計上し、建設業務のセルフモニタリングは「2. 建設対価」に工種別に計上してください。
184	設計・建設工事請負契約書（案）	近隣対策等	10	第8条		2			工事の性質上、通常避けられない周囲への影響による近隣住民リスクについては、貴市にて負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を鑑み、市及び事業者の協議により決定します。
185	設計・建設工事請負契約書（案）	近隣対策等	10	第1	8条	3			「前項に定める以外の一切の事由に関する近隣住民等の要望活動や訴訟に起因する増加費用及び責任については、すべて乙が負担するものとし、甲は何ら負担しないものとする。」とありますが、乙の責めに帰すべき事由がなく、乙に一切関係のない要望活動や訴訟に対しても、工事現場の近隣であることのみを理由に、すべて乙が負担することを規定する理由についてご教示頂けないでしょうか。	本事業に係る近隣住民等の要望活動や訴訟のうち、甲が責任を負わないものは、乙が責任を負う趣旨です。
186	設計・建設工事請負契約書（案）	単価合意書	11	第12条		1			別紙1において、「請負代金内訳書を基本設計完了後14日以内に作成し、甲に提出しなければならない」とありますが、「詳細設計完了後」の誤りではないでしょうか。基本設計の完了段階で、請負代金内訳書の作成は困難であると想定します。また、事業範囲が非常に広い設計・施工一括発注方式となるため、14日以内の期間を、より長期間に設定いただくよう修正いただけませんかでしょうか。	前段については、別紙1の記載誤りです。基本設計完了後14日以内に作成する請負代金内訳書は詳細設計終了後に行う単価協議を円滑に行うことを目的として参考に徴取するものであり、単価合意を行うためのものではありません。先行工事及び先行工事以外の工事の詳細設計終了後に協議を行った上で請負代金内訳書を確定させます。その後、改めて請負代金内訳書を提出していただき、その請負代金内訳書をもって単価協議を行います。 詳細は設計・建設工事請負契約書（案）（変更版）をご確認ください。
187	設計・建設工事請負契約書（案）	単価合意書	12	第12条		4			第73条1項において、「単価合意書の記載事項に基づき定める」と規定されておりますので、第73条1項も単価合意書が拘束力を有する場面に該当するのではないのでしょうか。	第73条第1項第2文において、「この場合において、設計の既履行部分に相応する契約金は甲乙協議して定め、工事の出来形部分に相応する契約金は単価合意書の記載事項に基づき定める。」としており、第73条第1項の内容がすべて単価合意書を適用するものではないため、第12条第4項では第73条第1項を除いています。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
188	設計・建設工事請負契約書（案）	支給材料及び貸与品	14	第1	18条	1			支給材料又は貸与品に関して、「品名、数量、品質…引き渡し時期は、要求水準書に定めるところによる」とあるところ、要求水準書にはこれらに関する具体的な記載は見受けられませんが、支給材料又は貸与品は想定されていないという認識でよろしいでしょうか。	市が支給材料及び貸与品を設定した場合、本条のとおり対応します。
189	設計・建設工事請負契約書（案）	事前開示情報	15	第20条		1			事前開示情報（本契約の締結以前に市が自ら行った工事用地等に関する測量調査、地質調査その他の調査の成果）を事業者側に開示するタイミングが契約締結後となっておりますが、事業提案書の作成にあたり、重要な情報と示唆しますので、可能な限り早期に開示いただけませんか。	事前開示情報として、新浄水場の測量データを別途、CDにて配布します。
190	設計・建設工事請負契約書（案）	調査業務	15	第20条		1			要求水準書34頁の第2・1・(1)では、「各調査の着手前まで」に、当該調査の詳細計画書を作成し、市の確認を得れば足りることになっておりましたが、本項では、各調査に着手にあたっては、「当該調査着手の14日前まで」に、その詳細内容を示す計画書を作成し、市の書面確認を得ることとされています。要求水準書記載の通り、「着手前まで」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	各調査について、詳細内容を示す計画書を作成し甲の確認を得る時期は、設計・建設工事請負契約書（案）のとおり、当該調査着手の14日前までとします。
191	設計・建設工事請負契約書（案）	調査業務	16	第2	20条	7			障害は地中障害「物」に限定されないことを想定し、第7項の表現を一部以下のとおり変更を提案しますのでご検討頂けますでしょうか。「・・・工事用地について障害物その他事前開示情報含まれていないが施工期間中に発見された本業務の工事に支障をきたし得る事項（以下「地中障害物等」という。）・・・入手可能な工事用地に関する情報からは合理的に予測できない地中障害物等があったことに起因して・・・」	原文のとおりとします。
192	設計・建設工事請負契約書（案）	調査業務の一括再委託等の禁止	16	第21条		2			「軽微な部分」とはどのような範囲を想定されておりますでしょうか。（第23条2項も同様）	第2 1条2 項及び第2 3条2 項における軽微な部分は、、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助とします。
193	設計・建設工事請負契約書（案）	遺跡・文化財調査について	24	第40条					施工中に遺跡や文化財は発見された場合、施工の一時中止や工期延長、また一時中止や工期遅延に伴う増加費用が必要となります。その場合も「本業務の中止」の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	設計・建設工事請負契約書（案）	契約金額の変更方法等	25	第45条					「契約金額の変更については、次に掲げる場合を除き・・・単価合意書の記載事項に基づき甲乙協議して定める」とあります。例えば、「(1) 数量に著しい変更が生じた場合」を除き、というのはどのような事態を想定しているのでしょうか。	工事材料等の購入量が大幅に増え材料単価が安くなる場合や、大型の機械により施工することで施工単価が安くなる場合など、著しい数量の増減があった場合を想定しています。
195	設計・建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	25	第46条					賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更対象は、基本設計に係る対価を除くとなりますので、調査業務、設計業務（詳細設計業務）、建設業務、設計・建設に関連する業務が該当すると考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	設計・建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	26	第5	46条	6			本項は単品スライド条項にあたると考えております。本スライドは別途の全体スライドと併用可能と国交省のFAQでは示されております。本事業においても同様と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	設計・建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	26	第5	46条	8			本項による代金の変更に関する協議方法については、本条第3項及び第4項を準用するという理解でよろしいでしょうか。	第4 6条第8 項が参照する同条第6 項及び第7 項の適用については、別紙1 第6 項のほか、姫路市ホームページに記載の「単品スライド条項」、「インフレスライド条項」に準拠するものとします。
198	設計・建設工事請負契約書（案）	債務負担行為に係る契約の部分払の特則	31	第6	56条	1			『「第7 項」とあるのは、・・・』は『「第8 項」とあるのは、・・・』ではないでしょうか。	第5 7条第1 項は、記載誤りです。「『第7 項』とあるのは～」は正しくは「『第8 項』とあるのは～」です。別紙、「設計・建設工事請負契約書（案）（変更版）」を確認してください。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
199	設計・建設工事請負契約書（案）	債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則	31	第6	56条	1			本項内「『契約締結後』」などについて、本項にて引用されている第50条第1項では当該文言の記載は見当たらないため引用先がどの条項なのかを確認させてください。	記載誤りです。契約書を次のように変更します。 （第56条第1項） 現 行：～同条第1項中「契約締結後」とあるのは「契約締結後（契約を締結した年度（以下「契約年度」という。）以外の年度にあつては当該年度の初日（第56条第4項に該当する場合については当該年度の前払金の支払を申請できるようになった日）から）」と～ 変更後：～同条第1項中「工事着手日」とあるのは「工事着手日（工事を着手した年度（以下「工事着手年度」という。）以外の年度にあつては当該年度の初日（第56条第4項に該当する場合については当該年度の前払金の支払を申請できるようになった日））」と～ （第56条第1項、第2項、第3項及び第57条第5項） 現 行：契約年度 変更後：工事着手年度 別紙、「設計・建設工事請負契約書（案）（変更版）」を確認してください。
200	設計・建設工事請負契約書（案）	不可抗力による損害	33	第7	62条	1			本項における「不可抗力」にあたるかどうかは要求水準書40頁に「不可抗力に該当する基準」に適合するかどうかで判断するという認識でよろしいでしょうか。それとも本項の記載のとおり甲乙いずれの責めにも帰すことができないものであれば「不可抗力」にあたるかと判断されるのでしょうか。	「不可抗力」とは、天災等甲乙いずれの責めにも期すことができないものを指しますが、天災については要求水準書に定める基準を超えるものとしします。
201	設計・建設工事請負契約書（案）	不可抗力による損害	33	第7	62条	5			本項に基づく損害の算定を実際の損害額ではなく、単価合意書に基づき行う理由をご教示ください。また本項各号に定める算定方法にどのように単価合意書の記載事項を適用するのでしょうか。	損害額は各損害に相応する契約金額（残存価値等を控除）を基に設定します。このため、損害額の設定は、契約金額の根拠となる単価合意書の記載事項に基づくことになります。
202	設計・建設工事請負契約書（案）	損害賠償請求について	41	第9	74条	5			本項は、第74条第1項において貴局が事業者に対して請求することができるとされている金額を定めるための位置づけであり、同条第1項に基づく損害賠償請求と本項に基づく請求が別個独立してなされることにはならないという認識でよろしいでしょうか。	第74条第5項の規定は、同条第1項第1号の場合に限定し、規定しているものであり、同条第5項が第1項全体にかかるものではありません。
203	設計・建設工事請負契約書（案）	甲の損害賠償請求等	42	第9	74条	7			本項における特別の理由とはどういうケースを想定されているのでしょうか。また、請求額の算定はどのようにされると考えられているのでしょうか。	個別のケースに応じて、協議の上で決定を行います。
204	設計・建設工事請負契約書（案）	違約金について	45	第82条		2			違約金の算定式で「予定価格の75%（実額）」とありますが、 $23,978,957,000 \times 0.75 = 17,984,217,750$ との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	設計・建設工事請負契約書（案）	総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領（第12条関係） 請負代金内訳書	46	別紙1					「入札金額内訳書（様式8）」を基に、単価合意に係る協議（以下「単価協議」という。）開始までに単価合意を行うための請負代金内訳書を基本設計完了後14日以内に作成し」とありますので、請負代金の確定は、基本設計完了時点と理解します。 様式8内訳書は、1式レベルでまとめられていますので、単価合意の「単価」とは、基礎工1式〇円、躯体工1式〇円というレベルのことを指すという認識でよろしいでしょうか。 また、契約時点で事業費（設計・施工費用）が確定しているため、基本設計段階で公告時点と条件が大きく変わらない限り内訳書金額の変更は無いという認識でよろしいでしょうか。	前段については、請負代金の確定は入札時であり、請負代金内訳書の確定は詳細設計終了後に行う協議により行います。 中段については、様式8の入札金額内訳書を基に、単価合意を行うための請負代金内訳書を作成します。この請負代金内訳書は、工事工種体系の細別（レベル4）の単位を基本として作成してください。 後段については、変更はありません。
206	設計・建設工事請負契約書（案）	単価合意に係る協議について	46	別紙1	3	(1)			「乙は、入札金額内訳書（様式8）」を基に、単価合意に係る協議（以下「単価協議」という。）開始までに単価合意を行うための請負代金内訳書を基本設計完了後14日以内に作成し、甲に提出しなければならない。」とありますが、単価協議は詳細設計完了後と解してよろしいでしょうか。	単価協議について、第1回は先行工事の詳細設計の終了後に行い、第2回は先行工事以外の工事の詳細設計の終了後に行います。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

No.	資料名	タイトル	入札説明書等の該当箇所						内容	回答
			頁	章	節	項				
207	設計・建設工事請負契約書（案）	請負代金内訳書	46	別紙1	3	(1)			「単価合意を行うための請負代金内訳書を基本設計完了後14 日以内に作成し」とありますが、基本設計完了時においては、詳細な数量を算出することはできません。基本設計完了後14日以内に作成する請負代金内訳書は概算の数量で作成するという理解でよろしいでしょうか。 また、全ての工事の詳細設計終了時において、詳細な数量を算出したうえで請負代金内訳書（金入り設計書）を作成するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、別紙1 の記載誤りです。基本設計完了後1 4 日以内に作成する請負代金内訳書は詳細設計終了後に行う単価協議を円滑に行うことを目的として参考に徴取するものであり、単価合意を行うためのものではありません。よって、数量は概算のもので構いません。 先行工事及び先行工事以外の工事の詳細設計終了後に協議を行った上で請負代金内訳書を確定させます。その後、改めて請負代金内訳書を提出していただきます。 詳細は設計・建設工事請負契約書（案）（変更版）をご確認ください。
208	設計・建設工事請負契約書（案）	単価協議	46	別紙1	3	(2)	②	ア	第1 回合意を行う際は、先行工事だけの諸経費まで含めた各工種別の設計書に対して実施するものと考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	設計・建設工事請負契約書（案）	単価協議	46	別紙1	3	(2)	②	イ	第2 回合意時は、先行工事を除く4 工種の個別設計書に対して実施するものと考えています。そのため第1 回の設計書と同工事単価の種目があっても金額が異なることがありますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	第2 回目の単価協議は、先行工事を除く4 工種の個別設計書に対して、行いますが、個別の設計書の同費目同条件の単価は、第1 回目の単価合意を使用することになります。
210	設計・建設工事請負契約書（案）	単価合意に係る協議について	46	別紙1	3	(2)	②	イ	「単価合意は原則2 回実施する」とありますが、合意基準日はR7年3 月1 日と記載があります。 レベル4 での合意にあたり、同一工種（例えばコンクリート工）については、同一の金額とのお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	設計・建設工事請負契約書（案）	単価合意	46	別紙1	3	(2)	②	ウ	「各単価合意の基準となる日は、令和7 年3 月1 日とする」とありますが、各単価合意の基準となる日（以下、基準日という。）は、予定価格を積算した日として頂き、基準日を明示して頂けないでしょうか。それが不可の場合、基準日は令和6 年7 月3 1 日（予定価格を公表した日）として頂けないでしょうか。予定価格を積算した日からの物価変動に対応されることを希望します。	原文のとおりとします。
212	設計・建設工事請負契約書（案）	単価協議	46	別紙1	3	(2)	③		「当該契約に係る入札金額の総価を変更しない」とありますが、本内容は、2 回の内訳書の総計が入札金額と合致していると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	2 回の内訳書及び設計対価の調査費及び設計費を合計したものが入札金額と合致します。
213	設計・建設工事請負契約書（案）	監理技術者	50	別紙2					監理技術者の配置期間について「建設業務を行う期間を通じて設置」とありますが、土木工事については先行工事開始日から、その他工種（建築、機械、電気）については先行工事以外の工事開始日から配置する認識でよろしいでしょうか。	監理技術者の配置期間は、土木、建築、機械及び電気とも、先行工事開始日からとします。